

令和2年5月11日

市内 移動支援事業所  
日中一時支援事業所  
デイサービス事業所管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での地域生活支援事業について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、深谷市地域生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第9号に規定する移動支援事業、同条第14号に規定する日中一時支援事業及び同条第16号に規定するデイサービス事業について、報酬の対象と認める臨時的な取扱いを別紙1及び4のとおり定めます。各事業所で臨時的な在宅支援を検討する場合は参考にしてください。

なお、状況が改善し、各事業所で通常の運用に戻せると判断した場合は、速やかに通常の運用に戻してください。

【別添資料】

- （別紙1）新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（移動支援事業を居宅等で提供することについて）
- （別紙2）臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（移動支援）
- （別紙3）臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（移動支援）
- （別紙4）新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（日中一時支援及びデイサービスを在宅で提供することについて）

担当  
支援第一係 金井（雅）  
電話 571-1011